

電動キックボードに関する新ルールが、今年の7月1日から施行されることとなります。

1月19日に、警察庁が電動キックボードに関する新たな制度を発表しました。

改正道路交通法では以下条件を満たせば、新設される「特定小型原動機付自転車」として運転免許証が無くても車道での走行が可能になります。

- ・ 時速 20km 以下
- ・ 運転者が 16 歳以上
- ・ 規定サイズ内の電動キックボード

これに加え、時速 6km であれば歩道も走行できるようになります。

但し、車体に「識別灯火」というライトを点滅させ、周囲に「歩道通行できるモードである」ことを示す必要があります

尚、時速 20km を超える電動キックボードは、これまで通りのルール（原付バイクと同じ）が継続して適用されます。

幼少の頃に足でこぐキックボードに慣れ親しんでいる高校生にとって、電動キックボードは極めて身近な移動手段になるでしょう。

このような状況を踏まえ、当財団では電動キックボードの適正で安全な利用を促進すべく、令和5年度事業計画にてそれに資する取組を検討しています。

例えば、交通安全指導を担当される先生方などを対象とした研修会、7月施行の新ルールや正しい利用方法についてまとめた動画制作を計画しています。

詳細につきましては、当メルマガにて後日お知らせいたします。

また、今回の法改正でこの新たなモビリティの利用者が増え、色々な変化が起こることが見込まれます。

電動キックボードが社会・経済活動に及ぼす影響など、「公共」や「探究」の授業の題材としてご検討されてはいかがでしょうか。

ご参考) 当財団の電動キックボードに関する調査報告動画

「電動キックボード」は日本で普及するか【前編】欧米で広がりを見せる電動キックボード

<http://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/latest-news/index.htm#ch08>

「電動キックボード」は日本で普及するか【後編】日本での普及可能性と課題

<http://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/latest-news/index.htm#ch09>

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信

2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyokuiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>